

(新型コロナウイルスの影響により納税が困難な方へ)

徴収猶予の「特例制度」について

— 地方税法施行令改正による修正版 (令和2年9月4日) —

○新型コロナウイルスの影響により事業等に係る収入に相当の減収があった方は、1年間、地方税の徴収の猶予をけることができるようになります。

○担保の提供は不要です。延滞金もかかりません。

(注)猶予期間内における途中での納付や分割納付など、事業の状況に応じて計画的に納付していただくことも可能です。

【対象となる方】

以下①及び②のいずれも満たす納税者・特別徴収義務者が対象となります。

① 新型コロナウイルスの影響により、令和2年2月以降の任意の期間(1か月以上)において、事業等に係る収入が前年同期に比べて概ね20%以上減少していること。

② 一時の納付し、又は納入を行うことが困難であること。

(注)「一時に納付し、又は納入を行うことが困難」かの判断については、少なくとも向こう半年間の事業資金を考慮に入れるなど、申請される方の置かれた状況に配慮し適切に対応します。

【対象となる村税】

- ・令和2年2月1日から令和3年1月31日 **令和3年2月1日**までに納期限が到来する村県民税、軽自動車税種別割、固定資産税、法人村民税が対象になります。
- ・これらのうち、既に納期限が過ぎている未納の村税(ほかの猶予を受けているものを含む)についても、さかのぼってこの特例を利用することができます。

【申請手続等】

・関係法令の施行(令和2年4月30日)から2か月後、又は、納期限のいずれか遅い日までに申請が必要です。

(申請期限例)

税目	納付期限(申請期限)
固定資産税(R1)第4期	令和2年3月2日(令和2年6月30日)
固定資産税(R2)第1期	令和2年6月1日(令和2年6月30日)
〃 第2期	令和2年7月31日(令和2年7月31日)
〃 第3期	令和2年12月25日(令和2年7月31日)
軽自動車税	令和2年6月1日(令和2年6月30日)
村県民税(R2) 第1期	令和2年6月30日(令和2年6月30日)
〃 第2期	令和2年8月31日(令和2年8月31日)
〃 第3期	令和2年11月2日(令和2年11月2日)
〃 第4期	令和3年2月1日(令和3年2月1日)

※村県民税第4期が対象となりました。

※固定資産税第4期は納付期限が2月1日を超えるため対象外となります。

※法人税の納期限は各事業所の決算により異なります。

・申請書のほか、収入や現預金の状況がわかる資料を提出していただきますが、提出が難しい場合は口頭によりおうかがいします。

【提出物】

1.徴収猶予申請書(特例)

* 添付書類

猶予額が100万円未満の場合 ・財産収支状況書

猶予額が100万円以上の場合 ・財産目録及び収支の明細書

【提出方法】

・申請書をダウンロードのうえ各項目を記入し、署名のうえ、村民生活課税務係あて原則郵送にて提出をお願いします。

・申請用紙は、宜野座村ホームページ¥各課・例規集・申請書¥申請書ダウンロードから入手できます。

送付先: 〒904-1392 沖縄県国頭郡宜野座村字宜野座 296 村民生活課税務係あて

問い合わせ先

宜野座村役場 村民生活課税務係

TEL 098-968-8535